

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第104号	件名	令和5年度下水道築造工事(新免幹線)
No	質疑事項		回答
1	<p>図60、62のNo.7及びNo.9立坑施工時に施工箇所を終日一般車両の通行止めにする事は可能ですかご教示ください。</p>		<p>道路使用協議及び許可申請は受注者にて行うため確定ではありませんが、No.7立坑は終日車両通行止め、No.9立坑は終日幅員減少での道路使用許可を想定し設計しています。</p>
2	<p>【代価表15号】覆工セグメントの労務単価((8h単価)下水・シールド総労働16h(時間外0h・深夜6h)2交替)は、有効数字上位5桁目を四捨五入し有効数字4桁止めとしますか、小数点以下を四捨五入し1円単位まで計上しますかご教示ください。</p>		<p>「10円丸め 四捨五入」です。</p>
3	<p>【代価表59.60及び74号】鋼材質料で整備費が未計上ですが無いものと考えてよろしいですかご教示ください。</p>		<p>ご質問のとおりです。</p>
4	<p>【代価表第85、87、91及び93号】で使用する鋼管の厚みは1.6mmと2.0mmのどちらを使用しますかご教示ください。</p>		<p>1.6mmです。</p>
5	<p>【代価表104号】で仮設階段設置撤去工で10m当りの代価表内の【代価表105号】仮設階段設置用材料費が13.7m分計上されていますが設計書通りと考えてよろしいですかご教示ください。</p>		<p>設計書のとおり積算してください。</p>
6	<p>仮設鋼材の質料に修理・損耗費が計上されていませんが発生した場合は別途と考えてよろしいですかご教示ください。</p>		<p>必要と判断されれば、設計変更協議の対象とします。</p>
7	<p>水は処分費扱いと考えてよろしいですかご教示ください。</p>		<p>ご質問のとおりです。</p>
8	<p>鉄くず(スクラップ)は経費対象外と考えてよろしいですかご教示ください。</p>		<p>ご質問のとおりです。</p>